

◎二番（鈴木優樹君）自由民主党議員会の鈴木優樹であります。二月定例会に引き続き、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々及び御家族、関係者の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々、困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

そして、新型コロナウイルス感染症の治療や感染拡大防止のために最前線で昼夜を問わず御尽力いただいております医療従事者の皆様、介護福祉施設等の関係者の皆様、消防関係者の皆様、県をはじめ行政関係の皆様、そして各保健所等で防疫、検査業務を実施している方々に敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。感染症指定医療機関や県の要請を受け、帰国者・接触者外来を設置した医療機関においては、感染拡大期において極めて困難な状況下で県民の安全・安心のため、新たな感染症に対する十分な感染管理対策を講じながら、感染症の疑いのある患者へのPCR検査等に対応されていたところであります。こうした医療機関では、疑いのある患者への対応等に伴い、一般の外来診療を制限せざるを得ない状況も生じており、本来得られるはずの一般外来収入の減少による経営面への影響が懸念されております。

福島県としては、令和二年度五月補正予算で一般外来診療制限に伴う患者減少分を補填するとありました。医療機関の方々も県からの早急な支援を待ち望んでおります。

そこで、県は帰国者・接触者外来を設置した影響により減収となった医療機関をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、受入れ病床の確保に対する支援についてであります。

患者の入院を受け入れている医療機関においては、それぞれの施設の構造等に合わせて、一定数の病床を空き病床として患者の受入れに備えているため、一般の入院患者を受け入れることができず、収入が減少するという状況も生じております。また、このような減収が続く中で、病床確保に対する支援については早急に進めることが必要であるとともに、今後の病床確保の見通しについても医療機関にお知らせするなど、スピード感を持って医療機関の経営を支えていくべきであると考えます。

県においては、医療機関の実情をしつかりと踏まえ、国が第二次補正予算で打ち出した支援策も活用しながら経営面での支援を早急に図るべきと考えます。

そこで、県は受入れ病床の確保に伴い減収となった医療機関をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、介護事業所等の衛生用品の確保についてであります。

介護サービスは、介護を必要とする高齢者やその家族にとって健康な日常生活を送る上で欠かすことのできないものであり、感染症対策の中にあっても継続が強く求められているところであります。その介護サービスを継続し、介護スタッフの安全を担保するためには、介護事業者等が感染症対策を進めていく中で、医療機関などと同等の衛生用品の確保が不可欠であります。しかし、その中には市場での調達が困難であったり、価格の高騰などにより対応に苦慮しているという声が多く聞かれております。その現状を踏まえ、県においては現場で必要な衛生用品の確保や備蓄など、具体的な対応が必要であると考えます。

そこで、県は今後の感染拡大に備え、介護事業所等における衛生用品の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、看護学生の教育環境についてであります。

このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大は、看護職を目指す学生にも大きな影響を与えております。看護師等養成学校では、感染症の影響により学校での授業を自粛し、自宅学習へ切替えを余儀なくされ、分散登校を行うなど感染防止に取り組みながら学習を進めていると聞いております。

また、ある新聞報道によれば、実習を受け入れる医療機関では、感染防止の観点から実習の受入れ停止や大幅な延期をするという事態になっております。

看護学生が医療専門職として必要な知識や技術を習得し、医療現場で活動していくためには、看護学生として必要な教育が受けられる環境を確保していくことはとても重要であります。また、県民の生命と健康を守る専門職としての役割を担う看護師の養成は重要な課題であると考えます。

そこで、県は看護師等を目指す学生の教育環境の確保に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、観光誘客についてであります。

新型コロナウイルス感染防止対策としての外出自粛等の影響で観光需要が低迷し、観光産業に関わる周辺地域の多様な産業で大きな被害を受けた中で、地域の再活性化の需要喚起として、国主導でGOTOキャンペーンが始まろうとしております。福島県においては、県民向けの宿泊割引キャンペーンやプレミアム付商品券販売などの対策を講じていただきましたが、直線型な宿泊だけの目的にとどまらず、県内外から広く人の流れをつくり出し、点や線でなく、面で宿泊とセットになって地域を周遊していただき、複数の店舗や施設でお金を使っていたことがこの甚大な被害からの脱却には必要だと考えます。

さらには、その施策を低コストかつスピーディーに用意し、実施していく

ことも重要な要素であると考えます。これは、他県に後れを取ることなく、いち早く当県において実施することで大きなニュース性を生み、日本国民全体に当県の取組をアピールでき、観光誘致することにもつながるものと考えます。

例えばスマートフォンアプリを使ったデジタルスタンプラリーにより、県内の様々な施設などを紹介し、各施設で様々な体験、消費行動をしていただき、より多くのスタンプを集めるために周遊を促すことで、デジタルならではの様々なデータの蓄積やアンケートの回収もすることができるため、施策の成果を見える化することができ、次の観光プラン策定にも活用することができるのではないのでしょうか。

裾野の広い当県の観光産業に対して、さらなる活性化策の必要性や具体的な施策が求められております。

そこで、県はICT等を活用した観光誘客にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、子育てしやすい環境づくりについてであります。

私は、二月定例会の一般質問の際に、「何が何でも子育て、教育は福島県が日本一だと県民が思えるようにしていくために、この分野をライフワークとして全ての力を注いでまいります」と述べました。

県議会においても平成二十二年十二月に子育て支援を推進し、県民が安心して子供を生み育てることのできる社会の実現に寄与するために、議員提案により子育てしやすい福島県づくり条例が制定されております。また、二月定例会において、知事からも日本一安心して子供を生み育てやすい環境づくりについては、社会全体で子育てを応援する環境整備に取り組んでいくとの話があり、私は改めて福島県が日本一子供を生み育てやすい県になれると確信しております。しかしながら、日々変わりゆく現代社会の中

で、新型コロナウイルス感染症の影響など、子供や子育てする親を取り巻く環境はさらに厳しくなってきました。

そんな中で、子ども食堂を一例に申し上げると、子供たちにバランスの取れた食事を提供する子ども食堂のニーズは高まってきておりますが、子ども食堂を取り巻く環境も満足ではないのも現実であります。学校が臨時休業になった場合には、学校給食という子供たちにとっての食のセーフティネットも失われることとなりますが、子ども食堂があることで救われる子供たちがたくさんおります。子ども食堂の持つ機能は、単に食事の提供だけではなく、いわゆる孤食をなくし、子供と多様な地域住民とのコミュニケーションにもつながります。

新型コロナウイルス感染症は、健康面のみならず人と人とのつながりを断ずるといふ側面がある中、子ども食堂の持つ役割は大きくなっているのではないかと考えております。その対象は、援助を必要とする家庭だけではなく、独り親家庭や共働きの家庭などであり、子ども食堂を必要とする家庭は今後も増えていくことが予測される中で、子ども食堂は新型コロナウイルス感染症後、アフターコロナを見据えても積極的に推進すべき取組であります。一義的には住民の生活や福祉と直結している市町村の役割なのかもしれませんが、広域行政の観点から県としても何らかの対策が必要であると考えます。

そのほかにも学校の休校や親の休業、外出自粛による閉塞感から家庭内でのストレスが高まり、子供への虐待リスクが心配されます。また、学校の一斉休校に伴い、子供たちの居場所である放課後児童クラブを朝から開所したことにより、放課後児童支援員の勤務時間が増えるなどの問題も起きております。

また、休校に伴い、独り親家庭では親が子供を預けることができず、子供

の世話のために仕事を休んだり、休業要請で就労機会が減少したことによる収入の減少で食事すら満足に与えられないといった話が聞かれます。

様々な環境の変化で、子育てを取り巻く環境が変わることを踏まえ、知事は援助を必要とする子供や家庭への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、児童相談所における保護業務の質の向上についてであります。

児童福祉法改正等があり、日本における児童福祉、社会的養育は大きく変わろうとしております。社会的養育の在り方として、二〇一七年八月二日に新しい社会的養育ビジョンが発表されました。

私は、社会的養育について、まずは親子が分離せず、一緒にいる中での支援を最優先すべきと考えます。しかし、それができない場合の代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には子供への個別対応を基盤としたできる限り良好な、家庭的な養育環境を提供し、短期の入所を原則とすることとされています。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現することとされています。そもそもなぜ社会的養育が必要なのか。それは近年増加する児童虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者の下で暮らせなくなった子供たちが増えているからであります。

そこで、まず子供たちを守ってくれるのが児童相談所であります。児童相談所は、職権で児童を保護できる唯一の機関であり、適切な判断の上で児童を保護する体制が今後ますます求められていくものと考えます。

また、児童の置かれている状況は様々であり、児童相談所の職員には今以上に専門性が求められております。

そこで、県は児童相談所における保護業務の質の向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、猪苗代湖の水環境保全についてであります。猪苗代湖は、良好な自然環境を有し、県内外から訪れる人々に広く親しまれている本県の大切な宝であります。また、私の地元郡山は国営農業水利事業、安積開拓・安積疏水開削事業により猪苗代湖から水を引くことにより、農業のみならず工業、商業の飛躍的な発展により今日があり、欠かすことのできない、かけがえのない宝でもあります。また、水質も日本の湖の上位に何度も入るなど定評があり、二〇〇二年から二〇〇五年までには環境省から水質日本一の評価を受けるなどしております。

しかしながら、昨年国が公表した全国の湖沼水質結果において、猪苗代湖が一昨年の八位から十四位に後退している現状にあります。さらには、近年の水質の変化に伴い水草が繁茂しており、それをそのまま放置すると水質の悪化につながることに懸念されております。

そのため、県をはじめ地元自治体や関係団体は、これら水草の回収などの水環境保全活動を行っておりますが、より一層の取組が求められております。また、これらの活動を充実させるためにはより多くの方々に猪苗代湖の水環境について関心を持ってもらうことが重要であります。

そこで、県は猪苗代湖の水環境保全にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農業における労働力の確保についてであります。

二〇一五年農林業センサスでは、本県の農業就業人口の平均年齢は六十七・一歳となっております。農業者の高齢化は生産の維持発展を図る上で大きな課題の一つと考えています。農業者からは、これまで農繁期の労働力は、家族や親戚、近隣から確保してきたところだが、作業をお願いしてきた方々の高齢化や農業者の規模拡大に見合った労働力の確保が困難になってきていると聞いております。また、一部の大規模農家では、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響により生じた外国人材の入国制限等による人手不足も発生してきているとも聞いております。

特に本県の主力品目である桃やキュウリ等の収穫作業を人手に頼らなければならぬ産地では、繁忙期の選果場における労働力不足も含めて、人材確保が必要と考えます。

そこで、県は農業における労働力の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農業用ダム防災機能の向上についてであります。

近年発生する水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向けた国の既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づき、一級河川ダムについて五月二十九日に治水協定が締結となりました。協定の締結により水害対策に使える洪水調節容量が増え、洪水のリスクが下がることを期待されています。農業用ダムは、本来の利水機能に加え、防災という新たな役割を担うようになり、管理運用の現場ではこれまで以上にきめ細やかな操作や関係機関との連絡調整が必要になってくるものと思われます。

そこで、県は農業用ダムの防災機能の向上に向け、ダム管理者をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

最後に、県管理河川における河川改修状況の見える化についてであります。昨年度は、令和元年東日本台風等により県内のほぼ全域で被害が発生しました。被害に遭われた方々は、今もなお懸命に生活、事業の再開に取り組んでおられますが、台風時期を前にして大変な不安を感じております。また、今回の台風によって被害を受けなかった県民も、次は自分が被害を受けるのではないかと不安を感じている状況であります。

現在被災した河川堤防などの本格復旧や再度災害を防ぐための河川整備事



業が進んでいるところですが、県民の安心のためには工事内容や今後の見通しを分かりやすく、丁寧に県民に伝えていく必要があると考えます。

そこで、県は県管理河川の改修状況に関する情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◎副議長（長尾トモ子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）鈴木議員の御質問にお答えいたします。

援助を必要とする子供や家庭への支援についてであります。

独り親家庭や経済的な困難を抱える家庭、心や体に障がいのある児童等は新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済の変化に大きな影響を受けており、社会全体で支援する必要があります。

このため、独り親家庭への臨時給付金や生活福祉資金などの経済的な支援の拡充、障がい児の家庭や施設に対する特別な支援、不安を抱える児童や妊産婦等に対する心のケアを強化しているほか、保育所や放課後児童クラブ等への支援の充実、児童虐待や家庭内暴力の増加に備える市町村との連携や児童相談所の体制強化などにより、子供たちが育つ環境を守っております。

また、地域の支え合いを進める上で重要な場である子ども食堂に対して、その立ち上げと連携を支援するとともに、子供たちのために物資や資金を提供する多くの企業や団体等との共働を進めるなど、社会全体で援助を必要とする子供や家庭を支え、子供たちがひとしく健やかに成長できる環境をしつかりと築いてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

猪苗代湖の水環境保全につきましては、高度処理浄化槽の整備促進や水草回収等による汚濁負荷の低減に取り組んでまいりました。今年度は、新たに地元自治体がビーチクリーナーを更新する際の支援や水草の回収量を増やし、堆肥化する実証を行うとともに、猪苗代湖の水環境への関心を高めるための映像を制作し広く発信するなど、引き続き地元自治体や関係団体と連携し、水環境保全に積極的に取り組んでまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

帰国者・接触者外来を設置した影響により減収となった医療機関への支援につきましては、医療提供体制を維持するために重要であることから、本県独自の取組として、感染拡大の状況下において、県の要請を受け、感染が疑われる患者の診療体制を確保していた医療機関に対して、外来患者数の減少に応じた支援を行ってまいっている考えであります。

次に、受入れ病床の確保に伴い減収となった医療機関への支援につきましては、国の第二次補正予算で示された支援策の詳細を確認しながら制度の検討を進めております。

あわせて、実情の把握に向け、関係医療機関への訪問調査等を実施しているところであり、病床の確保に伴う支援を適切に行い、患者の受入れを行う医療機関の負担軽減にしっかりと取り組んでまいります。

次に、介護事業所等における衛生用品の確保につきましては、各事業所等での備蓄に加え、県においてもマスクや消毒液、手袋などの衛生用品を国の交付金を活用し備蓄することとしており、今後再び感染が拡大した場合に備え、介護事業所等がサービスの提供を継続できるよう支援してまいります。

次に、看護学生の教育環境につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、看護師等養成校において実習が困難になるなど、様々な影響が生じております。

このため、養成校や実習病院に対し、感染予防のための資材購入や遠隔での授業及び実習指導に必要なタブレットなどの情報通信機器等の整備を支援することとしており、感染予防を徹底しながら教育環境が確保できるよう取り組んでまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

農業における労働力の確保につきましては、先月新たに設置した関係機関、団体から成る福島県農業労働力確保・調整協議会の検討を踏まえ、雇用手配のための研修や被雇用者が働きやすい環境整備に向けたマニュアルの作成、地域の潜在的労働力である女性や高齢者、障がい者等をマッチングする農業求人サイトの開発を進めるなど、農業労働力の安定的な確保に努めてまいります。

次に、農業用ダムの防災機能の向上に向けたダム管理者への支援につきましては、営農に支障が生じない範囲で最大の洪水調節容量が確保できるように、国や利水者等と調整をしてまいりました。

引き続き、利水機能と防災機能を両立させる弾力的な管理運用が図られるよう、操作方法の見直しや緊急時の情報連絡体制の整備に向けた技術的助言を行うなど、きめ細かな支援に努めてまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

県管理河川の改修状況に関する情報発信につきましては、工事の内容や進捗状況を県のホームページや市町村の広報誌に掲載しているところであり

ます。

今後は、SNS等、様々な媒体を活用しながら写真やグラフなどを使った分かりやすい情報を発信するとともに、地元の方々に現地において改修状況を理解していただくための見学会を実施するなど、きめ細かな情報発信に努めてまいります。

(こども未来局長佐々木秀三君登壇)

◎こども未来局長(佐々木秀三君) 答えいたします。

児童相談所の保護業務につきましては、児童情報システムの導入による進行管理の一元化、介入と支援のチーム分けによる体制強化、福祉や心理の専門職の増員等により質の向上を図るほか、弁護士及び法医学の専門医を非常勤で配置し、関係機関と連携の下、迅速かつ適切な児童の保護に取り組んでまいります。

(観光交流局長國分 守君登壇)

◎観光交流局長(國分 守君) 答えいたします。

ICT等を活用した観光誘客につきましては、昨年度「サムライ」をテーマとした県内の城や史跡を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、多くの歴史ファンが本県を訪れるきっかけとなったところであります。

ICTの活用により対象者を絞った情報発信や観光客の満足度調査等を効果的に行えることから、今後とも新たな誘客の手段として積極的に活用してまいります。